

融資申請

チェック

ポイント

組合員各位

新型コロナウイルス感染拡大の終息見通しが立たない中、全国的に緊急事態宣言が発令されました。国民全体が逼迫した状況下において、政府や地方自治体からも様々な支援制度の受付が開始となりました。

その中で、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、事業融資に関する問合せが非常に増えております。国からの緊急事態宣言延期が叫ばれる中で、未だに新型コロナウイルスの沈静化は不透明な状況であります。

国民一人一人が一刻を争う状況であり、事業継続を最優先させるためには、助成金の申請と事業融資(運転資金)の早急な確保が求められます。その為、金融機関へ事業融資をご相談される前に、事前準備ができる要点をまとめた資料(金融機関が事業所に事業資金を融資する際に審査するポイント並びに必要な書類一式)を用意しました。是非、ご活用ください。

東京土建一般労働組合

税金経営対策部

担当書記 金田

< 法人融資 >

【融資申請チェックポイント】

①融資金額はいくら必要か。

A. 基本的には月商の1.0ヶ月～1.5ヶ月が融資金額の基準になります。

それ以上の融資金額を希望すると、どのように返済ができるのか。返済計画書を提出いただきたいと問われるケースがあり、その根拠となる資料(今後の工事請負契約書等)提出できれば借入可能な可能性があります。つまり法人の体力に見合った融資金額は借入可能だが、返済負担比率オーバー(借入過多)と判断されると金融機関側も融資金額を出し渋ります。

ただし、月商1.0ヶ月～1.5ヶ月はあくまでも通常時での目安であります。今回のコロナウイルスの影響を加味すると、それ以上の月商2.0ヶ月、状況によっては3.0ヶ月程度まで検討する余地もあるかと思えます。特に直近の3ヶ月間の売上が前年同月比と対比して8割以下になっていれば審査も勘案されると思えます。

現在、金融機関、審査機関の対応も集中しておりかつ新型コロナウイルス感染防止の観点から人手も縮小しているとのこと。その為、審査～決済までの期間は1.5ヶ月～2.0ヶ月、新規での申込の場合は3.0ヶ月程度を想定いただくと良いでしょう。

②会社の剰余金(内部留保)がどれくらいあるか。

A. 設立から現在に至るまで会社での剰余金(蓄え)がどれくらいあるかも重要になります。

この項目は、貸借対照表の純資産の部に記載があります。当然、剰余金が多ければそれだけ会社に余裕資金(蓄え)があると判断されるため、借入は通りやすくなります。

逆に、剰余金がゼロもしくはマイナスの場合は債務超過と判断され融資金額から減額ないし借入不可と判断されるケースがあります。

③今回の融資金額はどのように利用するか。(資金用途を問われます)

A. こちらは、融資金額が適正に利用されなかった場合、資金用途相違と判断され不正融資と見なされてしまいます。この場合、企業の信用力が著しく低下してしまう為、注意してください。

例:設備資金の借入で実際にそれに利用せず、融資金額を他のものに充当してしまった。融資金額で他の債務を返済した等。(←借入後、最低半年間は返済を控えてください。)

借入後すぐに返済すると、上記の資金用途相違を怪しまれます。返済についても一度他の口座に入金し、借入金額が完全に無くなって取引先からの回収資金で返済するということを明確にしてください。また、返済後にすぐに借入を申込と資金計画がしっかりされていない企業では無いかと判断され信用力が低下してしまう為、注意が必要です。

④当社の強み、弱みはどのようなことですか。

- A. 同じ業種の平均値から比較して平均より優れている点、劣っている点が回答できると金融機関（貸す側）からの信用力が増します。

例：得意先がゼネコンやサブゼネコン等の上場企業であり回収懸念無い先である。同業種と比較して営業利益率、当期利益率が優れている等。

⑤仕入先、売上先(それぞれ上位5社)を問われます。

- A. 仕入先や売上先の上位5社の信用力を金融機関で導入している帝国データバンク(全国1部上場企業から中小零細企業までの信用力を点数化している企業)の資料に基づき信用力を判断します。

当然、取引先の点数(信用力)が高ければ高いほど、回収に懸念が少ないことや連鎖倒産の懸念が少ないことが判断され信用力が増します。

⑥売上先の回収条件の内訳(現金、小切手、手形等)について問われます。

- A. 売上先の回収条件は、下記のうちどのようになっているか。

- ① 現金と小切手100%回収なのか。
- ② 現金と小切手50%、手形50%なのか。
- ③ 現金と小切手無し、手形100%なのか。

この場合、②と③については手形が含まれるので手形サイト(期日)は発行から支払(現金化)まで何日あるかを問われます。また、金融機関側は、手形を発行している企業先の信用力を帝国データバンク等のデータにより信用力を調査し、手形の回収等に懸念が無いかを確認するため聞き取りします。

⑦借入はどこに相談すれば良いですか。

- A. 基本的には現在取引を行っているメインバンクになります。

メインバンクに相談することで、いつ、どのタイミングでキャッシュが動くのか(支払、回収等)が取引履歴を遡り金融機関側が容易に把握することができることから、金融機関側も融資する相手側の取引振り(信用力)が把握できるため、そのメインバンクで相談することが最もスムーズです。

⑧代表者(世帯)、役員(世帯)での資産背景(預金、不動産、株、保険等)を問われます。

- A. 法人代表者並びに役員の資産背景は事業と一体であると判断されます。

金融機関(貸す側)からすると、法人と一身一体である代表者、役員の資産背景は重要な項目であり、万が一会社が倒産した際に確実に回収できる代表者、役員の資産状況を把握し、倒産しても回収できるという裏付けが欲しいことから、資産背景(保全策)を確認します。

⑨税金の未納は無いか。(納期限到来分について)

- A. 直接的に問われることはありませんが、支払っているという前提の下で融資受付になります。金融機関(貸す側)からすると、国民の三大義務である納税の義務を怠っていることは、信用力が著しく低下します。もし、未納である場合は早急に完納してください。もし、税金の滞納額が莫大で一括支払いが困難な場合は税務署へ話し合いの上、受託証書契約を締結し毎月一定額の支払いを書面にて約束します。
- しかし、上記の通り完納並びに受託証書契約を締結したからといっても融資が決済される保証はありませんのでご注意ください。

⑩直近決算の売上、営業利益、当期利益がどうなっていたか。(←最重要項目)

- A. 昨年、一昨年と(売上、営業利益、当期利益)を比較して増加したか。減少したか。また、その要因は何であったか。

⑪今期の見通し(見込み、計画)はどうか。(←最重要項目)

- A. 直近決算と比較して増加するか、減少するか。また、その要因は何であったか。
- 上記(⑩、⑪)については、自社の内容をどれほど詳しく知っているか。代表者、役員、経理等の責任ある人物が、会社の内容について具体的な詳細を把握しておりかつ今後についての経営ビジョンを明確に回答でき尚且つ中長期的に業況が回復し、発展が見込まれれば、金融機関(貸す側)からの信用力が増します。また、今期の売上高、営業利益、当期利益減少見込みであれば減少に対する改善策を回答してください。

【前年、直近、今年度の業績】前述⑩、⑪の具体例 単位:千円

	平成31年1月期	令和2年1月期	令和3年1月期(見込み)
売上高	120,000	150,000	100,000
営業利益(率)	40,000(33.3%)	45,000(30.0%)	20,000(20.0%)
当期利益(率)	10,000(8.3%)	11,000(7.3%)	8,000(8.0%)

【上記表から金融機関が知りたいポイント】

- I、平成31年1月期、令和2年1月期、令和3年1月期を比較して売上高が増減した要因。また、今後の改善策を具体的に知りたい。

(例:令和2年1月期については、従前より交渉していた大手ゼネコンからの大型工事受注案件を成約することで売上高増加となったもの。

一方で、令和3年1月期については大型の受注案件を多数抱えていたが、今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、工期の延期を予定しており売上大幅に減少を予定しているもの。次年度は当初より予定していた大型工事受注案件、大手ゼネコンからのオリンピック開催期間延期に伴い、オリンピックに関連した工事受注案件が多数見込めるため、増収増益の見通しであるもの)

Ⅱ、平成31年1月期、令和2年1月期、令和3年1月期を比較して営業利益(率)が減少傾向にある要因。また、今後の改善策を具体的に知りたい。

(例: 令和2年1月期については、大型工事案件、入札案件が多数受注成約できたことにより売上高増加となったが、薄利の工事案件であり、営業利益(率)低下となったもの。

また、令和3年1月期においては新型コロナウイルス感染拡大に伴い工期の延期等から売上高、営業利益(率)共に減少を見込んでいるもの。

次年度は当初より予定していた大型工事受注案件、大手ゼネコンからオリンピック開催期間延期に伴い、オリンピックに関連した工事受注案件が多数見込めることから、売上高、営業利益(率)共に増収増益であるもの)

Ⅲ、平成31年1月期、令和2年1月期、令和3年1月期を比較して当期利益(率)が増減している要因。また、今後の改善策を具体的に知りたい。

(例: 令和2年1月期においては、工事受注案件が薄利であり、大型工事受注案件成約のための接待交際費等の固定費(経費)圧縮も困難であったことから、当期利益縮小となったもの。

令和3年1月期では、新型コロナウイルス感染拡大に伴い工期の延期による売上高、営業利益(率)共に減少を見込んでいるが、役員報酬の引下げや全体的な賞与削減による自助努力を組織全体で行い当期利益(率)改善を図るもの。)

【必要書類】

<融資申込の金融機関において融資取引がある場合>

- ① 直近からの決算書3期分→税理士、公認会計士等から預かる。(法人の事業推移、内容を把握するため必要になります。)
- ② 今期の試算表(直近月までの分)→税理士、公認会計士等から預かる。(法人の現状を把握するために必要となります。)
- ③ 法人の社判、銀行印、実印(公的書類、同意書への押印のため必要になります。)
- ④ 代表者個人実印→実印が無い場合は区役所にて実印登録を行ってください。(公的書類に押印のため必要になります。)
- ⑤ 代表者の本人確認資料→運転免許証、パスポートの場合(有効期限内のもの)1通
→保険証、住民票、年金手帳等は(有効期限内のもの)2通
- ⑥ 代表者個人印鑑証明書1通→区役所等で取得。別途手数料300円要。(費用が掛かるため、融資決済後に依頼されます。)(実印に相違が無いかの確認、本人の意思で確かに借入られたことの証明で必要になります。)
- ⑦ 法人税納税証明書(その2)1通→求められないケースもあります。税務署にて取得。別途手数料400円要。(納期限到来の税金に未納が無いかの確認で必要になります。)

＜融資申込の金融機関において預金取引のみであり、融資取引が無く、他行では融資取引有りの場合＞

＜融資申込の金融機関において融資取引がある場合＞の必要書類に加えて、

- ① 法人登記簿謄本1通→法務局にて取得。別途印紙代600円要。(法人の情報確認のため必要になります。)
- ② 法人印鑑証明書1通→法務局にて取得。別途印紙代400円要。(法人の実印に相違が無いかの確認で必要になります。)
- ③ 代表者個人印鑑証明書1通→区役所にて取得。別途手数料300円要。

＜取引の無い金融機関での融資申込であり、他行では融資取引有りの場合＞

＜融資申込の金融機関において融資取引がある場合＞の必要書類に加えて、

- ① 法人登記簿謄本1通→法務局にて取得。別途印紙代600円要。
- ② 法人印鑑証明書1通→法務局にて取得。別途印紙代400円要。
- ③ 代表者個人印鑑証明書1通→区役所にて取得。別途手数料300円要。
- ④ メインバンクの直近1年分の口座の履歴(当座預金、普通預金等)。→取引先(仕入先、売上先)の支払、回収情報が確認取れないことやキャッシュの動き実態把握等の観点から必要になります。

＜過去に金融機関において、一度も融資取引が無い場合＞

＜融資申込の金融機関において融資取引がある場合＞の必要書類に加えて、

法人の登記簿謄本、法人の印鑑証明書、個人の印鑑証明書がそれぞれ追加で2通ずつ必要になります。これは、金融機関、保証機関それぞれにて登録を行うため必要になります。

なお、公的書類(法人登記簿謄本、法人及び個人印鑑証明書、納税証明書(その2)等は発行から3ヶ月以内のものに限ります。実態の変更等が生じる恐れがあるため。

金融機関によってご準備いただく書類が多少異なりますが、全体的な必要書類はこのようなイメージになりますのでご参考ください。

また、融資申込から融資決済までの融資審査期間は、通常1ヶ月程度を有しますが、新規申込の場合は2ヶ月程度、今回の新型コロナウイルス感染拡大に伴い申込状況が大幅に増加していること等を鑑みると、融資申込から融資決済まで2ヶ月～3ヶ月程度が予想されますので、事前に先手を打って行動することをオススメします。